

# 低所得の高齢者向け給付金

## 5月2日(月)から申請受付を開始



厚生労働省  
給付金キャラクター  
「カクニンジャ」

### 低所得の高齢者向け 給付金とは？

「一億総活躍社会」の実現に向け、平成28年前半の個人消費の下支えのため、暫定的・臨時的な措置として、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を対象に給付金を支給するものです。(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

### 【支給対象】

原則、平成27年1月1日時点で西条市に住民票があり、平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない方のうち、平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。ただし、次に該当する場合は支給対象になりません。

- ご自身を扶養している方の平成27年度市民税(均等割)が課税されている場合
- 生活保護制度の被保護者となっている場合

### 【支給額】(1回のみ)

支給対象者1人につき3万円

### 給付金の申請方法

#### 【申請期間】

5月2日(月)～8月2日(火)

#### 【申請方法】

支給対象と思われる方(世帯)に、申請書(請求書)と案内チラシを4月下旬に送付します。

申請書が届いたら、内容をご確認の上、必要事項を記入・押印し、必要書類をそろえて市へ郵送するか、市の受付窓口へ直接提出してください。その際、支給対象者全員分の本人確認書類(運転免許証または保険証など)の写しと、受取口座の通帳またはキャッシュカードの写しが必要です。

#### 【注意事項】

- 申請受付後、支給の可否を審査します。
- 給付金の支給後に、支給対象でないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。
- DV(ドメスティックバイオレンス)被害者の方の手続きについては、別途ご相談ください。

### 【問合せ・受付窓口】

○市庁舎本館1階  
臨時福祉給付金事務局  
TEL 0897-521-5786

○各総合支所  
臨時福祉給付金受付窓口

TEL 0898-641-2700 (東予)

TEL 0898-681-7300 (丹原)

TEL 0898-721-2111 (小松)

○厚生労働省相談窓口

TEL 0570-037-1192

### 高齢者向け給付金をよそおった

## “振り込め詐欺” “個人情報詐取”にご注意ください！

市担当者や厚生労働省職員が

- 電話や訪問で世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報をお伺いすることは絶対にありません。
- ATMの操作や手数料の振込などを求めることは絶対にありません。

市や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署(または警察相談窓口)電話「#9110」にご連絡ください。

### 10月診療分から

## 小中学生への医療費 助成を拡充します

### 外来の拡充内容

- (拡充前) 歯科外来のみ助成
- (拡充後) 全ての外来受診が対象

### 入院の拡充内容

- (拡充前) 病院での支払い後、市役所窓口で申請(償還払)
- (拡充後) 病院窓口で完了(現物給付)

### 医療費助成を受ける方法

市発行のこども医療費受給者証を、健康保険証と一緒に医療機関窓口にて提示することで、助成が受けられます。

### こども医療費受給者証の申請

9月上旬の時点で、歯科外来助成用のこども医療費受給者証をお持ちの小中学生へは、9月後半に新しい受給者証を郵送しますので手続きは不要です。

重度心身障害者・ひとり親世帯の医療費受給者証をお持ちの方は、そちらが優先するため申請は不要です。

### 申請先・問合せ

- 市庁舎新館1階 国保医療課医療係  
TEL 0897-521-212
- 各総合支所市民福祉課
- 市民保険係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

※電話番号は17ページ上段